

# 25人規模学級を生かした低学年の指導のあり方研究・調査業務 仕様書 (案)

長野県教育委員会事務局  
学びの改革支援課  
(学校改革支援センター)

この仕様書は、長野県教育委員会事務局学びの改革支援課（以下「発注者」という。）が行う、25人規模学級を生かした低学年の指導のあり方研究・調査業務（以下「本業務」という。）を委託するあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 事業名

25人規模学級を生かした低学年の指導のあり方研究・調査業務

## 2 目的

25人規模学級における指導法やカリキュラム等を研究し、各学校に情報提供することで、少人数学級にしたことによる、メリットを最大限活かし、インクルーシブ教育をより一層進めていく。

また、25人規模学級を導入したことにより、学校や授業、子どもたちがどのように変わったのかを測る指標を作成し、学校にアンケートを取ることで、25人規模学級の導入による効果を定量的に把握し、今後の改善や研究に活かす。

さらに、TOCO-TON校における取組についても同様に効果測定指標の作成、効果測定を行うことで、25人規模学級とTOCO-TONにおける取組との親和性や学校改革の改善点や効果を捉え、各校にフィードバックすることで、長野県における学校改革を加速させる。

## 3 委託期間

契約締結日（令和8年4月1日以降）から令和9年3月19日まで

## 4 業務内容

### (1) 25人規模学級を生かした低学年指導のあり方の研究及び情報収集

研究委員自身の実践や県内外の先進的な取組をもとに、25人規模学級のメリットを最大限生かした学びのあり方や指導方法、カリキュラム編成等について調査・研究する。

また、研究成果を踏まえ研修会等を実施することで、県内教員に対して発信・周知を行う。

以上により、長野県内の公立義務教育諸学校におけるインクルーシブ教育を推進する。

(ア) 小学校1年生における25人規模学級を生かした学びのあり方や指導方法、カリキュラム編成等を県内教員が十分に各学校での実践に生かせるよう、タイムリーな発信ができるよう見通しをもって調査・研究を行い、その成果を長野県教育委員会に提供すること。

(イ) 調査は、県内外の先進的な取組をしている学校等の視察及び取材を行い情報収集をすること。また、研究委員自身の具体的な実践を通して得られた知見等も発信すること。

#### ○メリットの一例

- ・子どもの理解度やつまづきに合わせて、丁寧な説明や個別のフォローがしやすい。
- ・発達や背景の違いに応じた柔軟な対応や配慮がしやすくなるため、通常学級へ入級することのハードルが下がる。
- ・グループ活動や話し合いが活発になり、友だちとの関わりを通して学びが深まる。
- ・教室等の学びの場にスペースが生まれ、多様な環境構成が可能になる。

### (2) 全県研修会及び情報交換会への参加

長野県教育委員会が主催する25人規模学級を生かした学びのあり方や指導方法、カリキュラム編成等に関する全県研修会や情報交換会に参加し、実践発表等を通して研究・調査の成果を県内教員に広く発信・周知を行う。

### (3) 効果測定指標の作成と効果測定

25人規模学級を導入したことにより、学校や授業、子どもたちがどう変わったのかを測る指標を作成し、学校にアンケートを取ることで、25人規模学級の導入による効果を定量的に把握し、今後の改善や研究に活かす。

また、TOCO-TON校における取組についても同様に効果測定指標の作成、効果測定を行うことで、25人規模学級とTOCO-TONにおける取組との親和性や学校改革の改善点や効果を捉え、各校にフィードバックすることで、長野県における学校改革を加速させる。

#### (4) その他条件等

ア 肖像権や著作権に係る必要な手続きについて、取材・撮影、納品後加工、利用（YouTube等へのアップロード、報道機関への提供・貸出、webサイト・SNS上での掲載等）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用や許可申請等を発生させないようにすること。

イ 業務内容について、疑義や協議事項が生じた場合は、速やかに発注者へ連絡し、打ち合わせを行うこと。

## 5 成果品

### (1) 提出物

業務報告書 電子媒体（USBやDVD-R等の外部記憶装置に格納）

効果測定に係る収集データ 電子媒体（USBやDVD-R等の外部記憶装置に格納）

### (2) 提出先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局 学びの改革支援課（学校改革支援センター）

担当 小川、遠藤

電話 026-235-7434（※直通）

メール kyogaku@pref.nagano.lg.jp

## 6 完了検査

(1) 受注者は、本業務完了後、本業務の責任者の立ち会いの上、発注者の検査を受けるものとする。

(2) 受注者は、検査の結果、発注者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

## 7 業務の実施体制

(1) 業務全体を統括するための責任者を置くこと。

(2) 責任者は、業務執行に必要な要員等を確実に手配し・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、発注者へ提出すること。提案書においては、発注者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。

(3) 責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、発注者からの求めがあった場合は、速やかに発注者へ報告すること。

## 8 成果品の帰属

(1) 委託により得られた成果に関する権利は発注者に帰属する。発注者は委託期間終了後も、必要とする期間において成果物の使用を継続する。

また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受注者において必要な権利処理を行うこと。

なお、受注者が従前権利を有する著作物を使用する場合は事前に発注者の同意を得るものとする。

(2) 本事業成果品等は加工及び二次利用できるものとする。

なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、発注者に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

## 9 個人情報の取得・保護・管理等

(1) 受注者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(2) 受注者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。

(3) 受注者は、成果物を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を

得た場合はこの限りではない。

## 10 再委託

- (1) 受注者は、本委託業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者があらかじめ承諾した時は、その限りでない。
- (2) 発注者により再委託が承諾されたときは、受注者は再委託に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

## 11 その他

- (1) 受注者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め発注者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と協議すること。
- (2) 受注者は、本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従わなければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。